

# 国有地低額譲渡の真相解明のための面談・交渉記録 の廃棄・改ざんなど禁止の仮処分申立書

2017（平成29）年6月6日

大阪地方裁判所 御中

債権者代理人代表 弁護士 阪 口 徳 雄



当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり
事件の表示	面談・交渉記録の廃棄・改ざんなど禁止の仮処分申立事件
ちょう用印紙額	2000円
申立の趣旨	別紙のとおり
申立の理由	別紙のとおり

## 申立の趣旨

- 1 債務者は別紙開示対象文書目録記載の面談・交渉記録のうち紙ベースの文書を変更、改ざん、隠匿、廃棄してはならない。
- 2 債務者は近畿財務局の職員が使用するパソコンに設置された記憶媒体及び庁内のサーバー内に設置された記憶媒体に保存されている別紙開示対象文書目録記載の面談・交渉記録の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）を職員及び第三者をして上書き、変更、廃棄、削除してはならない。
- 3 債務者は近畿財務局の職員が使用するパソコンに設置された記憶媒体及び庁内のサーバー内に設置された記憶媒体に保存されている別紙開示対象文書目録記載の面談・交渉記録の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）を消去している場合は、デジタルフォレンジック調査をして電磁的記録を復元し、その調査結果を本案判決確定まで保存しなければならない。
- 4 申立費用は債務者の負担とする  
との決定を求める

## 申立の理由

### 第1 被保全権利の存在

#### 1 債権者による行政文書開示請求と、債務者の行政文書開示決定

- (1) 債権者は2017年3月2日付で、近畿財務局長美並義人（以下「処分庁」という。）に対し情報公開法に基づき開示請求をなしたところ、処分庁は同年5月2日付行政文書開示決定通知書（近財統一1第513号）で公文書の一部開示処分（以下「本件処分」という。）を行った（甲1）。

その中のうち、「当該土地の賃貸、売払いに関する学校法人森友学園との面談・交渉記録」「当該土地の賃貸、売払いに関する学校法人森友学園以外との

面談・交渉記録」のうち一部分不開示決定がなされているが、別紙開示対象文書目録記載の面談・交渉記録（以下本件開示対象文書という）が一切開示されていない。

- (2) 当該土地とは豊中市野田町1501番、地目宅地、地積8770.43㎡の土地の国有地であり、賃貸とは2015年（平成27年）5月29日付で学校法人森友学園に「国有財産有償貸付合意書」をしたことを言う（甲2号証）。当該土地の売払いは平成28年6月20日付で学校法人森友学園に1億3400万円で「国有財産売買契約」をしたことを言う（甲3号証）。

債権者が請求した文書の中で公開された公文書中で近畿財務局内部の決済文書は「普通財産売払決議書」（甲4号証）だけであった。

- (3) 本件開示対象文書は、本来存在するとおもわれ、上記決定上は非開示の決定がなされていないのであるから、債権者に対して開示漏れとなっている。仮に何らかの意図をもって開示されていないとすれば、その理由の一つは本件対象文書は情報公開法に定める行政文書でないと解して開示しなかった疑いがあること、または、調査もせず「見当たらず」として隠ぺいしているか、またはデータ上「削除」されているので「不存在」とであると解しているのではないかとと思われる。

## 2 本件文書の行政文書性とその存在及び非開示事由の不存在について

### (1) (公文書性)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）において、行政文書開示請求権（法第3条）の対象となる「行政文書」とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」とされる（法第

2条第2項)。

(2) (文書の存在)

ア 債権者が債務者に対して開示を求めた文書は、「当該土地（国有地）の賃貸、売払いに関する学校法人森友学園との面談・交渉記録」、及び「当該土地（国有地）の賃貸、売払いに関する学校法人森友学園以外の者との面談・交渉記録」である。そのうち開示されていない主な面談・交渉記録は別紙記載の開示対象文書である（以下これを本件開示対象文書という）

イ 2016年3月11日から2016年6月20日までの契約締結までの間に具体的に存在する文書で未だ開示されていない文書の存在の一例

(ア) 2016年3月11日に本件土地上に新たに地中埋設物があったとして森友学園側がゴミなどの申出を行い、3月14日に現地で工事関係者が近畿財務局に示した写真などがある(甲5)。なお、この資料は国会議員らに開示した写真が全てかどうかは全く不明であるが、この一番重要な写真などが債権者に開示されていない。

(イ) 2016年4月1日池田靖（近財）が森友学園の代理人（〃、〃、〃）の担当者（〃、〃、〃）の担当者宛てにメールを送っている(甲6)(以下この3者を総称する場合は森友学園側の担当者と呼ぶ)近畿財務局の担当者は森友学園側の担当者に「野積みされている廃棄物の撤去費用、地中に埋設されている廃棄物層、軟弱地盤関係などを適正に反映したいので「近畿財務局提出書類」を添付ファイルで送っている。その中に「ボーリング調査結果図」を国が求めていたが、その資料を提出すると地下3m深い場所にはゴミがなかったことが判明するので、それを出さなかったという報道がなされている(甲7新聞記事)しかしこのやりとりや「近畿財務局提出書類」や森友学園側の担当者から提供を受けた資料も一切開示されていない。同時に平成28年4月5日に現場事務所で打ち合わせしたいと要請し、その日に大阪航空局職員が撮影した写真も一部存在し

ている(甲5の8、9枚目)がしかしこれらは債権者には一切開示されていない。

(ウ) 近畿財務局の担当者と森友学園側の担当者との間で、その後に面談・交渉(メールも含む)が行なわれ、その結果を受けて大阪航空局では地中埋設物の撤去費用に金8億1974万1947円と積算した(甲8内訳表第1, 2, 3)。この間に森友学園側の担当者から近畿財務局または大阪航空局に提出された文書も一切開示されていない。森友学園側からのそれらの文書が提出されない限り積算は不可能であるから100%存在することは明らかである。だからこそ大阪航空局は同年4月14日に「大阪航空局地下埋設物の撤去・除去費用の見積もりの提出」できたと思われる(甲4の7枚目にその旨の記載がある)

(エ) 近畿財務局総務部次長が山本不動産鑑定士事務所に5月に鑑定を依頼しているが新聞報道ではこの時に森友学園が小学校の建築に着手していたのに高層のマンション建設を前提に地中埋設物の撤去費用の資料を交付したと言われているが、その文書は何ら開示されていない。(甲○新聞記事)

ウ 2016年3月11日から6月20日の間に作成された近畿財務局内の担当者の報告文書、庁内の検討会議議事録、なども存在するが開示されていない。

一般的に中央省庁の意思決定方式については様々な方式があるとされているが、基本的には集団意思決定で行い、口頭以外の意思決定方式では庁内で担当者が起案して、それを関係者に送付して、順次回付するか、または一時に会議をして行うかはともかく文書で意思決定をしていくと言われている。(「行政学」西尾勝著有斐閣301頁から319頁・甲9号証)

財務省行政文書管理規則第9条(文書主義の原則)において「職員は財務省における経緯を含めた意思決定に至る経過並びに財務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け又は検証することができるように処理にかかる

事案が軽微な場合を除き、文書を作成しなければならない」と定められている。(甲10)

従って本件のごとき鑑定価格9億円の国有財産の価格から約8億円の地中埋設物の撤去費用を控除する事案は決して「軽微な事案」には該当しない。

そうするとこの時期に担当者が庁内で作成されている文書としては

- 森友学園側の担当者とのメールを含む面談・交渉記録
- 庁内で森友学園の要求にどのように対応するか内部検討会議録
- 異常に低額譲渡になったので本省との協議記録

が存在する。

開示されたのは、最後に全てを決定したあと形式的な「稟議書」(甲4)と「契約書」(甲5)でしかない。これでは財務省行政文書管理規則(甲10号証)でいう「財務省における経緯を含めた意思決定に至る経過並びに財務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け又は検証することができる」文書ではない。

エ 2015年6月から2016年4月までの間の地中埋設物の発生とその撤去費用合計金1億3176万円の算定を巡る森友学園側の担当者との面談・交渉記録が一切開示されていない。

(ア) 債権者が調査した結果判明した事実によると、本件土地の地中埋設物の撤去の詳細を近畿財務局に提出していると思われる。具体的には「平成27年11月 地中埋設物処理工事報告書。株式会社中道組」と題する文書である。

この文書には建物の建築予定の土地の範囲内ではGL-3m、運動場の土地部分は一部GL-3m、残りはGL-1mの埋設物を撤去して、その撤去写真が全部添付されている。この範囲では地中埋設物は撤去されているのである。その結果その価格を1億3176万円と積算しているのであ

るから、この金は平成2016年4月6日に支払われている。

もし、この地中埋設物が撤去されておれば、前期地中埋設物撤去費用金8億1974万1947円から少なくとも既払金1億3176万円は控除する必要が素人にもわかる。二重計上しているのである。

それはともかく、2015年6月から2016年4月までの間にこの地中埋設物の存在、撤去費用を巡って森友学園側の担当者と交渉、面談しているが、その記録は一切開示されていない。

(イ) この間の近畿財務局内の担当者の報告文書、庁内の検討会議議事録なども存在すると思われるが一切開示されていない。

オ 2015年6月から2015年12月末までの間の安倍昭恵、又は安倍昭恵秘書や国会議員、大阪府会議員との面談、交渉、質問、メールのやりとりなども存在すると思われるがそれも一切開示されていない。

一般に中央省庁は当然で、地方公務員でも政治家や有力者などから該当案件について問い合わせ、照会、口利きなどがあると必ず「政治家案件」「〇〇案件」として特別に関係職員は「忖度」するかどうかは別にして配慮して、上司に報告するのが悪しき「慣例」でありそれが日本の役員社会で「文化」とも言われている。総理大臣夫人の「意向」となれば総理夫人が勝手に行っているとは理解しないで、安倍総理が表むき言えない内容を、夫人を通じて言わせていると理解、忖度することは公務員の「常識」である。

仮に、安倍夫人個人からの質問であっても安倍昭恵個人の意向として、上司に報告しない公務員は失格であろうと烙印を押されるほどである。

従って長年の中央省庁の「悪しき慣例」「文化」に従って安倍昭恵秘書の照会なるもの上司に報告され、又は部下にも「安倍総理夫人案件」として近畿財務局内でもお互いに確認されていたと思われる。

又、籠池元理事長は国会議員や大阪府会議員などの政治家にも相談したと述べており、このような国会議員や大阪府会議員などの政治家からの照会、質問、

交渉記録も存在すると思われるが、それも一切開示されていない

(3) デジタルフォレンジック調査をしてでも本件対象文書を保存する法律上の義務がある

紙ベースの文書が廃棄されてまたパソコンからやサーバに設置された記憶媒体から電子文書が一時的に「削除」「消去」されていても、デジタルフォレンジック調査を行えばその電子文書などの報告書や議事録などは再現できる。本件は、情報公開法の対象とされる文書、画像、電磁的記録が存在し、開示請求の対象として開示しなければならないにもかかわらず、開示の対象となる行政文書、画像、電磁的記録を恣意的に狭く解釈して事実上債権者の開示していないと思われる。

国会での答弁で、面談記録等が作成されたことを前提として、これらの記録を、財務省行政文書管理規則(甲10)保存期間を一年未満として作成していたことを認めている。職員が職務上作成、受領して、庁内で共有し、一時保管していた以上、行政文書であることは認めている。財務省は、これらの文書を、財務省行政文書管理規則に則り保存期間を一年未満とした上で、保存満了時期を事案終了後とし、森友学園との売買契約成立により事案が終了したとして、2016年6月の売買契約成立後に廃棄したという。しかし、その解釈は間違いであり違法である。

何故なら本件売買はその代金の分割払いも認めたのであるから、これらの分割金の支払いが完了するまでのその経緯を記録した文書は、財務省行政文書管理規則によっても、保存期間1年未満とすべき文書ではないし、代金の分割払いも終わらないうちに「事案終了」と考えることもできない。事業の終了は代金の分割払いが完了した場合であり、それまでは、この期間内は保存すべき義務がある。

財務省が上記のように解釈したとしてパソコン内の文書を仮に「保存期間経



過」を理由にパソコン内の当該文書が「削除」「消去」されていたとしてもそれは違法であるので電磁的記録を保存する義務があり、デジタル・フォレンジック調査をして当該文書を開示すべきである。

ちなみに、情報公開法では行政文書たる文書、図画、電磁的記録は「行政文書」に該当する。ここでいう「電磁的記録」はその定義上、ワードファイルやエクセルファイルなどアプリケーションソフトを利用すれば認識できるような状態で保存されたデジタルデータのみをいうのではなく（定義においてそのような限定はされていない）、単なるデジタルデータすなわち復元可能なデジタルデータは全て「電磁的記録」と解することができる。

「デジタル・フォレンジック」技術を用いて復元する「電磁的記録」の検出方法は財務省においてそれを「用紙に出力した紙ベースの文書」又は「光ディスク」に複写して人において認識可能な状態にして当該文書を開示すべきである。

この場合、公開対象文書はデジタルデータが記録された媒体、具体的には別紙職員目録記載の者に貸与して使用させている近畿財務局に設置・管理されているサーバーや近畿管理局管財部の別紙職員等が使用しているパソコンに設置されたハードディスクをいう。

#### （４）（非開示理由の不存在）

（ア）行政機関の長は、開示請求があつたときは、法第５条第１項各号に該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない（法第５条第１項）。

（イ）本件文書は、近畿財務局の職員と学校法人森友学園との面談・交渉の記録であり、法第５条第１項第２号イに該当するかに思える。

しかし、森友学園はもはや民事再生法の適用をうけ、しかも本件土地については国が契約違反で買い戻す物件である以上、これがあきらかにされたこ

とによって、およそ学校法人森友学園の正当な利益が害されるものではない。

よって、非開示事由に該当しない。

従って、非開示事由が存在しないにもかかわらず、本件文書を非開示とした処分庁の本件処分は違法であり、取り消されなければならない。

#### (5) 小括

以上の通り、債権者は債務者に対して、本件文書の非開示請求権を有しているところその事実上の非開示は違法であり債権者にただちに開示すべきである。

#### 4 (被保全権利の存在)

債権者は情報公開請求権に基づく公法上の文書の開示請求権を有している

いったん情報公開法に基づき請求を行い、開示決定がありながら、それを開示しない場合は開示請求権を有している。行政事件訴訟法は仮処分を排除しているが、本件のような公権力作用でない場合の仮処分申請は排除されていない。

## 第2 保全の必要性

1 地中埋設物の撤去費用を8億1900万円とずさんな積算した「異常性」を隠蔽するために本件文書を隠滅の恐れがある。

### (1)

ア 甲8号証4枚目の「地下埋設物撤去・処分費用の算定方法」によると地中埋設物の量の計算は「対象面積×深さ×埋設物混入率」として

【対象面積】 5.190平方メートル

【深さ】 基礎杭が打たれる箇所は9.9m, それ以外の土地は深さ3.8m

【埋設物混入率は47.1%】

イ 基礎杭が打たれる箇所は9.9mの埋設物は8160トン(内訳表第2号直接工事費(建物)部分の数量は8160トン、単価は22,500円で1億8360万円, それ以外の土地(深さ3.8m)部分の(内訳表第3号直接工事費(土地))埋設物は8640トン、単価22500円で合計1億94

40万円と積算した。

(2) しかし地中埋設物の存在が上記の通りあったという認定が間違っている

ア 地中9.9メートル部分まで廃材、ごみが存在したという証拠はない。

第1にすでに公表されている、「平成21年度大阪国際空港豊中市場用地(野田地区)地下構造物状況調査業務・報告書(OA301)平成22年1月 大阪交通省大阪航空局・大和探査技術株式会社」資料(甲11)によれば、本調査はまず地中レーダーの探査を実施し、その画像を解析して地中埋設物の存在する可能性があるかと判断した箇所には地下埋設物の形状・材質・埋設量などを把握する為に試掘を行った。その結果、レーダー探査により異常箇所と思われる68箇所の試掘を行った。この結果、地中には埋設物は地中3メートルまでは存在するが、それ以上の深い地中にはゴミなどが無いことが明らかにされている。

イ 「平成23年度 大阪国際空港場外用地((OA301)土壌汚染深度方向調査業務・報告書平成24年2月 大阪航空用地部補償課・阪神測建株式会社)(甲12)によれば、平成22年度に土壌汚染の調査をした際に

○ ボーリングした地点の地盤構成は「盛土層(B1)は0.85~1.40m. で存在し、「埋土層(B2)はB1層下部部に1.20m~10.80m. で分布しガラ混じり砂礫~砂により構成され角礫状のガラを主体としたコンクリート片やレンガ片及びビニールなどが混入する。木片及び直物繊維を多く混入する。

B1又はB2層下位には「沖積粘性土層(Ac)が存在してAc2層には少量の貝殻片が点在し、Ac3層には貝殻混じりのシルトで構成され所々貝殻片が多量となる。(9頁)この報告書から判明する事実は、地中埋設物があるのは地表から約2.8m. 位でそれ以下の地層は「沖積粘性土層」であるから人工構築物が混入する余地がないことである。

ウ 2014年(平成26年)10月に森友学園側がボーリング調査(地下2

1メートルメートルから46メートルまでの2箇所)してゴミが見つかった最も深い場所で3.1メートル)であった旨の報告書があり、それが近財務局に届けられているはずである。

エ 2016年3月に森友学園側が地中埋設物が多量に発見された写真などで近畿財務局側は、前期の通り地中深く9.9メートルまでゴミなどがあつたと認定しているが、森友学園側が9.9メートルの地盤改良工事の中で発見されたごみという写真などはこの工法(甲5)では普通はありえない。

そもそも地盤改良杭工法の場合は地中の1~2m位のごみは地上にでてくるが、最深部の先端のゴミが地上に上がって来ることはない。

なぜなら地盤改良杭工法は現状地盤の土をドリルで攪拌しながら改良材を混ぜて硬い柱状の現状地盤を利用して地中に築造する工法であり、場所打ち杭のように地中に深く杭ドリルで穴を掘って既製杭を挿入する工法とか、又場所打ち杭のように地中の土を掘り出し、そこに生コンを流し込むため工法だと、地中の土や最深部のもしゴミがあれば地上に上がってくるが、地盤改良杭工法の場合は地中の土、ごみなどを掘り出す工法でないからである。したがってこの写真から地中深くごみが出たという写真などが全く信用できないし、航空局や近畿財務局の担当者は十分それを承知して「地中9.9mとかにごみが出たこと」ことに便乗して、だた、同然の価格で売買しようと計画した事案であると思われる。

この工法を実施した業者なら、だれでもこのような深い地中からごみなどが地上の上がることはありえないことは公知の事実だと言われている。

オ 債権者の調査によると、前記2015年11月株式会社中道組が「地中埋設物処理工事報告書」において、建物部分は地下3メートル、それ以外の土地はほぼ地中3メートルから1メートル部分まで埋設物を撤去した報告書を近畿財務局や豊中市に提出している。その費用として、国は2016年4月6日 国の予算をつけて金1億3176万円を払っている。株式会社中道組

は大阪ではきちんとした業者で定評があり、適当に地中埋設物があるのにそれを放置して完了報告書を出すはずがない。

(2) ごみの混入率の計算も極めて恣意的である

本件鑑定書（甲 8）に添付されているごみの混入率は 47、1%もデタラメである。甲 11 号証によれば 68 地点の平均混入率は 20、0%とある。（甲 11 の 10 枚目） 47、1%の資料はどこからも発見することはできない。

地中埋設物の平均混入率を 20%で計算すれば推定ごみの量は半減以下の減る計算になる。

(3) 埋設物の処分費はトン当たりの単価は 2 万 2 5 0 0 円と積算も過大である

前記甲 10 号証の 19 ページにはトン単価は分級洗浄（運搬費を含む）としてトン単価 1 2 3 0 0 円である。約 1 億 7 千万円余過大積算をしている。

(4) 仮に地中埋設物、ごみの量が国の通りであったとしても、民間でこの工事を仮に委託するとすれば金 3 億 7 0 8 0 万 7 7 2 8 円で可能であり、4 億 4 8 9 3 万 4 2 1 9 円が過剰な積算である。

「国有地の低額譲渡の真相解明を求める弁護士・研究者の会」が一級建築士に試算してもらったところ、金 3 億 7 0 8 0 万 7 7 2 8 円が妥当で、4 億 4 8 9 3 万 4 2 1 9 円が過剰な積算であるとの意見であった。（甲 13）

(5) 結論

以上の通り地中埋設物が存在することは従前の近畿財務局の内部資料からも容易に判明するのに、近畿財務局、大阪虚空局はそれ以外に大量に地中深く埋設物が発見されたということで時価を著しく減価する積算を行っている。

近畿財務局、大阪虚空局はいわばこの種の問題でのプロであるところ、このような杜撰な積算を行ったことが、今後司法の手で明らかにされるとなると、行政の「私物化」または「公務員の任務違反」に該当するので、自らの責任を隠ぺいする爲に、後日検証できないように「交渉面談記録」などを廃棄、変更、改ざんする可能性は極めて高い。

2 安倍総理大臣の意向を体した昭恵夫人が関与した事実が発覚すると内閣総理大臣の辞任などに連鎖するので財務省の幹部職員が「安倍政権を守るという誤った文化」から部下に全ての関係する文書を廃棄、隠蔽させる動機がある。

安倍総理は議員時代の2012年9月16日に塚本幼稚園で講演する予定であったほど森友学園の教育方針に共鳴して支援していた。籠池氏は「安倍晋三小学校」と命名することも安倍総理の承諾を受けていたほどの間柄であった。安倍議員が総理になってからは夫の意思を体現するべく安倍昭恵は塚本幼稚園に講演に行き、更に名誉校長に就任して、森友学園を支援、賞賛していた（甲14号証）  
このような中で、安倍昭恵の意向を受けた秘書が財務省に特別「照会」「質問」「口利き」を行っていたことは報道されている通りである。安倍総理が昭恵を通じて100万円の寄付を受けたことも籠池氏は証言している。このような事実は安倍昭恵秘書や籠池氏から常に説明を受けていた財務省の担当者らは本件は「安倍晋三首相・昭恵案件」として特別扱いをしていたと思われる。（甲15号証）

さもないと前記1で述べたような「杜撰」で「お粗末」な処理をするはずがない。

これが今回、財務省の幹部達が国会で証言するように「面談・交渉記録」は保存期間が1年未満であるので、売買契約が終了したので「廃棄」「消去」と執拗に繰り返している真相であろう。

3 当時使用していた情報システムをNECに委託して更新し、NECは順次そのデータを物理的に消去する作業に入ると報道されている。（甲16）

しかし財務省からNECに本件関係する対象文書を保存するよう指示すれば、保存できる。よって、このまま放置するとこれら尾文書が完全に廃棄され、真相解明が全くできなくなるので緊急に仮処分をした次第である。

4 よって本件仮処分の申請を認める決定を直ちにして頂きたい

## 疎 明 資 料

- 甲 1 号証 行政文書開示決定通知書（近財統一 1 第 5 1 3 号）
- 甲 2 号証 国有財産有償貸付付合意書
- 甲 3 号証 国有財産売買契約
- 甲 4 号証 普通財産売払決議書
- 甲 5 号証 国土交通省大阪航空局資料(参議院予算委員会視察時資料)
- 甲 6 号証 近畿財務局の「池田靖」が酒井弁護士らに「近畿財務局提出書類」という書類の提出を要請したメール
- 甲 7 号証 新聞記事
- 甲 8 号証 平成 2 8 年 5 月 3 1 日付不動産鑑定評価書
- 甲 9 号証 「行政学」西尾勝著有斐閣(3 0 1 頁から 3 1 9 頁)
- 甲 1 0 号証 財務省行政文書管理規則
- 甲 1 1 号証 「平成21年度大阪国際空港豊中市場用地(野田地区)地下構造物状況調査業務・報告書(0A301)平成22年1月 大阪交通省大阪航空局・大和探査技術株式会社」
- 甲 1 2 号証 平成 2 3 年度 大阪国際空港場外用地((0A301)土壤汚染深度方向調査業務・報告書平成24年2月 大阪航空用地部補償課・阪神測建株式会社)
- 甲 1 3 号証 平成 2 8 年 5 月 3 1 日不動産鑑定評価書に対する意見（一級建築士平野健次）
- 甲 1 4 号証 安倍晋三内閣総理大臣夫人の安倍昭恵が名誉校長そして森友学園を支援している「ごあいさつ」
- 甲 1 5 号証 債権者の上申書
- 甲 1 6 号証 新聞記事（電子版）

## 添 付 資 料

- 1 甲号証（写し） 各 1 通
- 2 委任状 1 通

## 別紙「開示対象文書目録」

### 1 2016年3月11日から同年6月20日までの間の次の文書

#### (1) 対象文書の趣旨（森友学園側の担当者から提出された文書）

- ①森友学園側の担当者（森友学園の代理人）（株）の担当者（の担当者）からの地中埋設物が存在したとして提出された文書、写真、画像
- ②地中埋設物の撤去費用見積書、要望書などの文書またはメール
- ③本件土地の価格交渉において、森友学園代理人酒井康生弁護士との文書、メール

#### (2) 対象文書の趣旨（近畿財務局内で作成した文書）

- ①上記（1）の森友学園からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書、稟議書、決済文書またはその趣旨を書いたメール
- ②上記（2）①の報告、稟議、決済に関して大阪航空局との間の合議書、通知文書または、その趣旨を書いたメール
- ③地中埋設物の現地における調査において撮影した写真。
- ④上記③結果を受けて庁内で報告文またはメール
- ⑤上記④の報告を受けて庁内での稟議書、決済文書またはその趣旨を書いたメール
- ⑥本省との本件土地の価格決定に至る過程で報告、協議内容を記載した文書、またはメール
- ⑦森友学園との面談、交渉した時の面談、交渉内容を記載した文書

### 2 2015年6月1日から2015年12月末までの間の下記文書

#### (1) 対象文書の趣旨（森友学園から提出された文書）

#### (2) 対象文書の趣旨（近畿財務局内で作成した文書）

### 3 安倍総理又は安倍昭恵、又は安倍昭恵の秘書からの口答又は文書の内容及びそれを受けて庁内での報告、検討文書



## 職 員 目 録

- 1 近畿財務局管財部 部長 小堀敏久
- 2 近畿財務局統括国有財産管理官 統括国有財産管理 池田靖
- 3 近畿財務局統括国有財産管理官 上席国有財産管理官 三好泰介
- 4 近畿財務局統括国有財産管理官 国有財産管理官 清水良岳

## 当事者目録

- 債権者 上 脇 博 之  
〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目1番5号  
平和不動産北浜ビル4階  
あさひパートナーズ法律事務所（送達場所）  
電 話 06-6226-8995  
FAX 06-6223-5202  
債権者代理人 弁護士 阪 口 徳 雄  
同 前 川 拓 郎  
同 白 井 啓 太 郎  
同 谷 川 直 人
- 〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番11号梅新パークビル5階  
小田耕平法律事務所  
債権者代理人 弁護士 高 須 賀 彦 人
- 〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目1番3号北浜清友会館8階  
債権者代理人 弁護士 由 良 尚 文
- 〒534-0024 大阪市都島区東野田町2-3-24 第5京橋ビル6階  
京橋共同法律事務所  
債権者代理人 弁護士 愛 須 勝 也
- 〒560-0024 大阪府豊中市末広町2-1-4 豊中末広ビル2階203号  
豊中総合法律事務所  
債権者代理人 弁護士 菅 野 園 子
- 〒540-0033 大阪市中央区石町1-1-7 永田ビル4階  
大阪中央法律事務所  
債権者代理人 弁護士 小 林 徹 也

〒542-0012 大阪市中央区谷町9-3-7 中央谷町ビル2階  
大阪法律事務所

債権者代理人 弁護士 岩 佐 賢 次

〒604-0857 京都府 京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町280  
ヤサカ烏丸御所南ビル4階 京都第一法律事務所

債権者代理人 弁護士 渡 辺 輝 人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

債務者 国

代表者法務大臣 金田 勝年